主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奥村仁三の上告趣意(後記)は、結局事案誤認と量刑不当の主張に帰し刑 訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは 認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判	官	澤	田	竹	治	郎
裁判	官	眞	野			毅
裁判	官	亷	藤	悠		輔
裁判	官	岩	松	Ξ		郎